

総行住第 22 号
令和 8 年 2 月 16 日

各府省庁担当課長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

住民基本台帳ネットワークシステムの利用における基本 4 情報による
検索の徹底 (令和 7 年地方分権改革に関する提案募集関係) について

住民基本台帳ネットワークシステム (以下「住基ネット」という。) における国の機関又は法人に係る住民票コードの取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 25 年法律第 28 号。以下「番号利用法整備法」という。) による住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。) の改正により、機構からの提供の制限や告知要求制限等の規定が設けられ、個人番号又は基本 4 情報 (氏名・生年月日・性別・住所) を用いた住基ネットの利用が原則とされたところです。

他方で、当該改正の施行以前に住基ネットを活用していた国の機関又は法人については、番号利用法整備法第 22 条において、当分の間、住民票コードの取得等が可能となるよう、これらの規定の適用に係る経過措置が設けられました。

今般、令和 7 年の地方分権改革に関する提案募集において、住基ネットが利用可能とされている事務のうち、住基ネットの利用に当たり本人から住民票コードの提供を求めているものについては、本人が住民票コードの取得に当たり住民票の写しの交付を受ける必要がある場合があることから、住民の利便性の向上及び住民票の写しの交付に係る市町村の事務負担の軽減のため、基本 4 情報による住基ネットの検索を徹底するよう周知を求める提案がありました。

各府省庁におかれては、本提案の趣旨を踏まえ、下記に取り組んでいただくようお願いいたします。

併せて、住基ネット利用機関である所管の法人に対してもこの旨を周知願います。

記

制度上住基ネットが利用可能とされている事務のうち、現に本人からの提供等により取得した住民票コードを用いて検索を行っているものについては、以下の点を踏まえつつ、基本 4 情報による住基ネットの検索を行うよう徹底いただきたいこと。

- ・ 各事務において、届出 (申請) 書に基本 4 情報の記載をさせているものについては、当該基本 4 情報をもって住基ネットの検索を行うことが適当であ

ること。

届出（申請）書において住所に代わり居所等を記載させており、基本4情報による検索が困難である場合には、当該届出（申請）書に住所を併せて記載させるよう、様式等の改正を検討いただきたいこと

- 現行において事務の遂行に住民票コードの活用が必須とされているものについては、当該住民票コードの活用は、個人番号制度の創設に当たり、番号利用法整備法第22条において当分の間認められている趣旨を踏まえ、適宜の対応を検討いただきたいこと

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課

吉田係長、杉浦主査、西島事務官

電 話 : 03-5253-5517

メー ル : juki@soumu.go.jp